

人口 17.6.1 現在
 ()内は前月比
 人口 / 335,498人 (- 39)
 男 / 159,836人 (- 65)
 女 / 175,662人 (+ 26)
 5月分・出生 196人
 ・死亡 235人
 ・転入 703人
 ・転出 703人
 世帯 / 133,632世帯 (+ 108)



INFORMATION

市役所からのお知らせ

今月が納期の市税

固定資産税 第2期
 国民健康保険税 第1期
 納期限は8月1日(月)です。市税の納付には、簡単・便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ

市民税・固定資産税は...
 納税課tel(866)2059
 国民健康保険税は...
 国保年金課tel(866)2189

1 秋田市農業委員会の委員選挙

【告示日】7月3日(日)

【投票日時】7月10日(日)午前7時～午後6時

立候補の届け出 7月3日(日)、市職員研修棟(午前8時30分～正午)と、市役所分館4階の選挙管理委員会(正午～午後5時)で受け付けます

投票できるかた 昭和60年4月1日以前に生まれ、農業委員会委員選挙人名簿に登録されているかた

期日前投票(投票の際に、「宣誓書」の記入が必要です)とき/7月4日(月)から9日(土)まで、午前8時30分～午後8時 ところ/旧秋田市区域のかた 市役所分館4階大会議室 河辺区域のかた 河辺市民センター 雄和区域のかた 雄和市民センター

問い合わせ 選挙管理委員会事務局
 tel(866)2260

2 市民が選ぶ都市景観賞

デザイン、色彩、植栽などが優れ、周辺と調和している街並みや建築物など、街なかや身近な場所にある「これは」と思うものを推薦してください。審査結果は10月上旬ころに発表します。

対象/街並み、建築物、公園、生垣、水辺の空間など(過去の受賞施設は除く)
 応募方法/7月1日(金)から29日(金)必着まで、市の関係施設などに置いてある応募用紙に記入し、応募箱に投函するか、はがき、ファクス、Eメールで、推薦する建築物などの名称、所在地、推薦理由、ご自分の住所、氏名、電話番号を書いて、〒0110 8560 秋田市役所 都市総務課
 tel(866)2232・ファクス(866)20957
 Eメール to:urnn@city.akita.akita.jp

3 社会教育計画のワークショップ参加者募集

「第3次秋田市社会教育中期計画」策定のために実施します。「いつ、どこで、何を学んだか、学びたいか」「学びは足りているか、どう生かしたいか」など、学びについて自由に話しませんか。7月下旬～9月、3回開催予定。乳幼児・青少年・成人・高齢者の4テーマ。

応募資格 市内にお住まいのかた(国・地方公共団体の議員、公務員、審議会委員を除きます)

申し込み 7月12日(火)当日消印有効まで、参加したいテーマ(第2希望まで)住所、氏名、電話番号を書いて、〒0110 0951 秋田市山王二丁目

1 53 秋田市教育委員会生涯学習室
 tel(866)2245・ファクス(866)2252
 Eメール ro-ediff@city.akita.akita.jp

4 電話加入権の公売

公売に参加されるかたは、印鑑と買い受け代金をご持参ください。代理人の場合は委任状が必要です。最低公売価格は2万5千円(消費税別)です。

とき/7月26日(火)午後1時～
 ところ/市役所2階の正庁
 なお、都合により公売を中止することがありますので、詳しくは納税課納税担当へ。tel(866)2058

5 市民サービスセンターの土・日、祝日の開館時間が午後5時まで

7月から、アルヴェ1階の市民サービスセンターの土・日、祝日の開館時間が、午前9時～午後5時に変わります。平日は今までどおり、午前9時～



市消防団消防操法大会にご声援を... 7月17日(日)午前9時～、市中央卸売市場駐車場で。地域を守る32分団が練習の成果を競います。市消防本部警防課 tel(823)4243



老人保健でお医者さんにかかるかた 医療受給者証の更新

負担割合が変わるかただけに 新しい受給者証をお送りします



昭和7年9月30日以前に生まれたかた、または、65歳以上で一定の障害があるかたがお持ちの医療受給者証は、8月1日付けで更新となります。更新によって自己負担割合が変わるかただけに、新しい受給者証を7月26日(火)以降に郵送します。

新しい受給者証が届いたかたで、現在入院または通院しているかたは、忘れずに医療機関に新しい受給者証を提示してください。

16年中の所得が15年中の所得と比べ、大きな増減がなかったかたは、負担割合は変わりません。現在お持ちの受給者証を引き続きお使いください。

医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた※1	2割	40,200円	72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%)
一般		12,000円	40,200円
市民税非課税世帯のかた※2	1割	8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた※3			15,000円

- 1...老保該当者および同一世帯の70歳以上の高齢者で、市民税の課税標準額が145万円以上のかたが1人でもいる世帯のかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で、年収621万円未満、単身世帯で年収484万円未満の場合は1割負担
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例：年金収入のみの場合は、単身世帯で年収約65万円以下、夫婦2人世帯では年収約130万円以下)

老人医療の新しい減額認定証は 7月下旬に郵送します

世帯全員が市民税非課税または所得が0円の世帯のかたには、申請により、老人医療の一部負担金と入院時の食事代の負担が軽くなる「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

今お持ちの認定証は、有効期限が7月31日までです。6月20日まで申請を済ませたかたには、新しい認定証を7月下旬に郵送します。まだ申請していないかたは、障害福祉課医療福祉室へお問い合わせください。

入院時の食事代

一定以上の所得のあるかた	1日	780円	
一般			
市民税非課税世帯のかた	90日までの入院	1日	650円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1日	500円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた		1日	300円

問い合わせ

障害福祉課医療福祉室 tel(866)2513 ファクス(863)6362

赤字にならないようにがんばろう！



中間報告!

5月末現在の環境貯金は
178万6千円

5月の家庭ごみの量は、基準年度(平成14年度)と比べて65%減少し、7万5千円の貯金ができました。

5月の家庭ごみなどの量

	基準(H14)	目標	実績	基準との比較
5月	11,646ト	11,020ト	11,581ト	△ 65ト
累計	24,115ト	22,818ト	22,567ト	△1,548ト

*御所野の総合環境センターで焼却・熔融したごみの量(資源化物を除く)

エコアちゃんの 環境貯金箱作戦

6 国保の高齢受給者証 をお持ちのかたへ

市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証(該当者のみ)」をすでにお持ちのかた(1)に、8月1日からお使いいただく新しい受給者証および減額認定証を7月25日(月)に発送します。平成16年中的所得により、改めて判

午後7時。自動交付機の利用時間も同じです。なお、7月2日(土)は、電算機器点検作業のため、臨時休館します。問い合わせ 市民サービスセンター (0887)5320

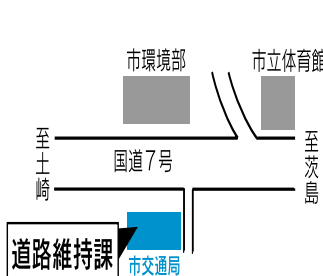
定するので、所得内容によっては、お医者さんにかかる際の自己負担率や減額区分が、現在お持ちの受給者証、減額認定証と異なる場合がありますのでご注意ください(2)。

1...昭和7年10月1日から昭和10年7月1日までに生まれたかたで、国民健康保険に加入していて、老人保健法による医療受給者証をお持ちでないかた。
2...「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成16年中的所得内容で判定するので、今まで該当しなかったかたに交付する場合や、今まで持っていたかたでも該当にならない場合があります。
問い合わせ 国保年金課 (0866)2099

7

道路維持課が 移転します

道路維持課は、8月1日(月)から、交通局庁舎1階寺内蛭根字蛭根85-9)に移転しますので、お間違えのないようご注意ください。



問い合わせ

道路維持課 tel(864)3643

